

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会NEWS

NO10 (23, 07, 15) 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

TEL・fax 092-713-0144 〒810-0041 中央区大名2-2-51-403

Email: iizukajiken_saishin@yhoo.co.jp HP <https://www.iizuka-saishin.net>

飯塚事件の再審をとめる福岡の会の第2回総会と映画「オレの記念日」の上映会を開催しました。

6月17日、福岡県弁護士会において飯塚事件の再審をもとめる福岡の会の第2回総会と映画「オレの記念日」の上映会を開催しました。総会、上映会には約45人が参加しました。

総会は、名取妙子世話人が司会を務め、清水信之代表世話人が、準備会からの取組みの経過報告と決算報告（繰越17万9千円）、河野よう子会計監査が監査報告をおこないました。
*案内していた桜井昌司さんの講演は、桜井さんの体調不調、来福困難のため中止いたしました。中止の連絡が行き届かず、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

経過報告と当面の活動(抜粋)

- ・「会」は、2022年1月、八丁峠見学会と市民集会を経て、
- ①22年5月28日、市民集会と「会」結成総会（市民集会43人、結成総会35人）、
- ②9月10日 飯塚事件の死刑判決を読む会 県弁護士会館 30人、
- ③10月1日 弁護団と三叉路の調査・検証 以後数回おこない、動画も作成しました。
- ④10月29日 飯塚事件を考える市民集会 県立飯塚研究開発センター 70人
- ⑤23年1月21日 飯塚事件を考える市民集会 県立飯塚研究開発センター 67人
- ⑥1月22日 第1回全国現地調査 東京、大阪、兵庫、大分、鹿児島、福岡から35人参加等に取り組みながら、再審開始をもとめる署名に取り組み、これまで3回、合計2,659筆の署名を提出しています。(10/21 884 2/13 1,375 5/16 400)

*再審の動き

- ・2月20日 弁護団が三叉路の調査・検証による意見書を提出
 - ・3月24日 裁判所が、検察に捜査報告書や供述調書などの証拠品リストの開示を勧告
 - ・5月31日 新目撃証人尋問、検察は証拠品リストの開示はしない、と表明
- ★裁判所が、検察に「証拠品リスト」の開示を勧告しました。検察に、「証拠品リスト」の開示をもとめる団体署名に取り組みます。署名用紙は別紙
- ☆私たちの運動やマスコミの報道で、「飯塚事件の死刑判決には疑問がある」との世論がひろがっています。引き続き、弁護団と協力しながら、検察に証拠開示を、裁判所に再審開始をもとめる声を大きくして届けましょう。
- ☆友人知人に協力のお願いと「会」への入会をよびかけましょう。
- ☆現在会員は 名です。上映会で入会や募金の協力がありました。

次期世話人にです。よろしくお願ひします。

世話人 綾正博、鶴沼久美子、小池多恵子、小松泰輝、清水信之、名取妙子
会計監査 河野よう子、米田徹

*多くの人の協力が必要です。ご協力をおねがいします。

感動!感動! 布川事件桜井昌司さんの ドキュメント映画「オレの記念日」

20歳の時に布川事件で冤罪により殺人犯とされ、29年間で獄中で過ごした桜井昌司さんが、国民救援会と出会い、再審無罪をもとめてたたかい、再審無罪、国家に冤罪の責任を認めさせた50余年のたたかひのドキュメント映画「オレの記念日」の上映会を6月17日、福岡県弁護士会で、18日に飯塚市庄内ミニシアターでひらきました。

桜井昌司さん「来福できず、申し訳ない」とメッセージ

17日、18日には、桜井昌司さんのトークを予定していましたが、体調不調で来福ができなくなり、「約束していたのに、大変申し訳ありません。」と連絡がありました。

【映画の感想】

- ・正直に言って、桜井昌司さんの布川事件について、詳しく知りませんでした。桜井さん自身の生の話を聞いて、ある程度知ることができました。ありがとうございました。
- ・桜井さん、関係者のみなさん今日はよい時間を過ごすことができました。ありがとうございました。ご自身の生きざまを広く伝えることは勇気がいることだと思います。甲南大学の模擬裁判で、学生に伝えた言葉は大事なことでと思います。警察や裁判官の過ちがないこと、冤罪により悲しく苦しい思いをする人がない世の中になってほしいです。
- ・考えさせられました。まだまだえん罪の方々がたくさんおられ解決していないことは一日も早く晴らされなければいけないと思います。
- ・桜井さんの話しがとてもすばらしかった。国民救援会の活動に敬意を表します。映画はよく作られて暗い問題を明るく描いてありよかったです。
- ・日本の司法のひどさは前から感じていますが、それと闘われている人々がいることはあまり知りませんでした。これからどうすべきか考えます。
- ・たくさんの方が無罪をたたかっている。違法捜査がなければ罪人になることもなかった。桜井さんのパートナー、美しく魅力的、桜井さんの人柄ですね。

【飯塚事件の感想・ご意見】

- ・冤罪事件について、ほとんど知りませんでした。わずかながら知ることになって勉強になりました。
- ・事件についてほとんど知らず、今回の参加で具体的に知ることができました。今後、県内からでも事件のことを広く知ってもらうことが大切。
- ・まだあまりよくわかりません。考えます。
- ・まず事件の内容を知ることからはじめないと、八丁峠、穂波の交差点は何度か通ったことがあるので一度行ってみたい。
- ・ご本人は亡くなってしまっても、ご家族の尊厳を守るためにも再審で彼の名誉を回復したい。
- ・どうすればよいでしょう？ あんなに弁護団ががんばっているのに、国は何を相手にたたかっているのか

上映会は、福岡市、飯塚市のほか、国民救援会が大牟田市、糸島市、筑紫野市で開催しました。各会場で受け付けなどのご協力がありました。ご協力に感謝いたします。

入場者は180人余りでした。飯塚事件のことを知らせることができてよかったです。

7月9日、国民救援会の全国大会で、名取妙子世話人が飯塚事件について発言しました。
飯塚事件の再審をもとめる福岡の会の活動について

世話人 名取妙子 (2023. 7. 9)

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会は、今年の5月28日に結成しました。昨年は、事件発生から30周年の年ということもあり「会」の結成と活動はマスコミからも注目されました。また、日本テレビが特集番組をくんだり、NHKBSは3時間のドキュメント番組（昨年度テレビ・ドキュメンタリー部門の「芸術祭大賞」受賞）を3回も放映しました。昨年7月、日本国民救援会は冤罪事件として支援することを決定をしました。

飯塚事件は、31年前福岡県の飯塚市内で登校途中の1年生の女の子2人が、行方不明となり翌日八丁峠山中から遺体で発見され、次の日は遺体発見現場から3km離れた場所からランドセルなどが発見されました。2年後登校途中で行方不明となった三叉路と八丁峠で目撃された車の特徴やDNA型などが一致するとして、女の子と同じ学校区に住む久間三千年さんが逮捕されました。久間さんは一貫して犯行を否認し、無罪を訴えますが、事件から14年後、2006年9月に最高裁で死刑が確定し、2年後の2008年10月に執行されました。

飯塚事件の特徴は、①死刑が執行された事件の再審請求ということ。②事件の真犯人を特定する上での唯一の物証の血痕が、捜査段階で全量消費されて、最新のDNA鑑定などによる検証が全くできないこと。「東の足利、西の飯塚」と呼ばれ足利事件では最新のDNA鑑定により再審無罪が確定されました。③死刑判決を受けた久間三千年さんが、終始一貫して無実を訴え続けたことです。

「会」は、事件を知って貰うため「死刑判決を読む会」やテレビで放映された「DVDを見る会」、「飯塚事件を考える市民集会」や「第一回全国現地調査」などの活動に取り組んできました。また、県内6ヶ所で桜井昌司さんの「オレの記念日」の上映会をひらき、あわせて飯塚事件への支援を訴えました。

この間、私たちが弁護団と協力しておこなった行方不明になった三叉路の調査・実験を弁護団がまとめられ、新証拠として裁判所に提出されました。

地裁判決を読めば読むほど疑問がたくさん出てきて学習をつよめないといけないと思いました。

当面の活動としては、①判決の内容を多くの人に知って頂くこと。②検察に証拠リストの開示をもとめる署名の取り組み。③弁護団と協力して新証拠を発見すること。④これらの活動を会員の協力ですすめること。⑤事件を知り、知らせ、署名や募金を集め、会員と支援者を増やし、裁判所に再審をもとめる声を届ける活動を、みんなで力を合わせて進めていきたいです。

お手元の資料集のなかに、署名簿と飯塚事件の申込書を入れさせて頂いています。ご協力をお願いします。判決文などを読まれここはおかしいなど疑問点などがありましたら、救援会福岡県本部にお寄せください。

*日本国民救援会第61回大会（7/8,9）で参加者に署名用紙と一緒に配布した資料です。

死刑執行された冤罪・飯塚事件

私たちが再審をもとめる理由

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

飯塚事件とは

1992年2月20日、福岡県飯塚市内で登校途中の小学校1年生の女の子2人（2人とも当時7歳）が、行方不明となり、翌21日に朝倉市（旧甘木市）の八丁峠山中から遺体（下半身裸）で発見され、22日には同じ八丁峠の遺体発見現場から約3kmの別の場所からランドセル等の遺留品が発見されました。

1994年9月、被害者女兒と同じ小学校区に住む久間三千年さんは、①八丁峠と三叉路で目撃されたワゴン車の特徴（紺色ワゴン車後輪ダブルタイヤ）が久間さんの車と一致する、②科警研のMC T118型によるDNA鑑定で、女兒から採取した血痕から久間さんと一致するDNA型が検出されたなどとして逮捕・起訴されました。

1999年9月、福岡地裁は、「以上のような諸状況を総合すれば、本件において被告人が犯人であることについては、合理的な疑いを超えて認定することができる」と、死刑を言渡し2006年9月、最高裁で確定します。

2008年10月28日、死刑確定後から僅か2年で死刑執行されました。

現在、第2次再審請求審（2021年7月請求）が福岡地裁で審理中です。

第2次の新証拠は、「事件当日の午前10時30分～11時頃、八木バイパスで久間さんとは違う男が運転する軽自動車の中の女兒2人を目撃した」という証言です。

新証拠は、「午前9時までに殺害された」とする判決に「合理的疑い」を生じさせるものです。

再審をもとめる理由(1) 犯罪事実の証明がない

★判決は、死刑を適用した犯罪事実(殺人、死体遺棄、未成年略取及び誘拐)の事実認定をしていない

(1)判決が、「被告人と犯行との結び付きを証明する直接証拠」はなく、間接証拠も単独では「被告人と犯人と断定できない」「被告人が本件犯人であるかどうかはひとえに状況証拠の検討にかかっている」としてだした結論が「被害児童が最後に目撃された現場及び遺留品発見現場において目撃された紺色ボンゴは犯人車である被告人車であり、それを運転していたのは被告人であると認定することができる。」です。判決には、その車を運転していた被告人が、その後どのような行動、方法で殺人など実行したか、の記述はなく、検討された後はありません。

(2)判決は、「被告人及び弁護人は、犯人性を争い無罪の主張をしているので、事実認定の理由について以下説明する。」とはじめている。被告人及び弁護人が犯人性を争ったのは、「殺人、死体遺棄、未成年略取誘拐」（以後殺人等）であり、判決が被告人に適用した「犯罪事実」と法令の適用も殺人等です。

しかし、判決の構成と構図を見ても、状況証拠の検討の結論をみても、殺人等の事実認定にかかわる裁判の内容とその結論についての説明は一言もありません。

死刑を適用した「犯罪事実」をあきらかにしていない判決は直ちに再審で見なされなければ著しく社会正義に反します。人の命は地球より重いのです。

再審をもとめる理由(2) 新証拠の発見

☆判決は、事件に関連する証拠と久間さんに関連証拠、それを連結する証拠からなっています。

その1 [八丁峠の新証拠]

・事件関連・遺留品投棄現場、久間氏関連・後輪Wタイヤ紺色ワゴン車、連結関連・T氏供述

(1)判決の「振返り」でダブルタイヤ目撃・確認は不可能

実況見分調書で、Tは急坂（斜度8%から10%）を時速25km～30kmで、R25の大きな左カーブを走行しながら不審車両の横を通過後13,4kmの地点で「振り返り」ダブルタイヤを現認した、と運転席から顔を出して振り返っている。

①Tは急坂（斜度8%から10%）を時速25km～30kmで、R25の大きな左カーブを走行しながら不審車両の横を通過後13,4kmの地点で「振り返り」ダブルタイヤを現認した、と運転席から顔を出して振り返っている。

振り返り地点から停車車両後方までは約12,3m。（道路幅約5,0mは検証時測定）

◆Tは、地裁第18回公判（96,9,6）で以下の証言をしている。

弁護士 振り返りながらカーブをまがったんですか T そうです。

検察官 要するに、その車の横を走りながら振り返り終わるまでダブルタイヤを見ていた、ということですか。 T そうだと思います。

◆高裁第2回公判（2000,9,29）では以下の証言をしている。

弁護士 あなたは、後ろに移動していく車を目で追いながら、もしかしたら首も曲げながらもかもしれませんけど、そうして見ながら進行して振り返り地点にきたんですか T ちょっとそこらへん、覚えていません。

裁判官 振り向くまでは見えませんね。後ろですから T そうだと思います。

②Tが「車の横を走りながら振り返った」角度は進行方向に対し158度右後方になる。その角度の右後方を「振り返る」には、首だけではなく体を右にひねり、窓から顔をださないと見ることはできない。

窓から顔を出す前に、運転しながら右手で窓開閉ハンドルを回してあける事前動作が必要で3秒～4秒を要する。時速25kmで21m～28mを要し、判決が認定した13,4m地点での振り返りは不可能。

③現場は直線約28mで、振り返ると崖下に転落する。危険極まる運転で絶対できない。

◆「振り返り」ができないことは、ダブルタイヤの現認ができないこと。ダブルタイヤの現認ができなければ、事件と久間さんを連結する証拠はなくなる

その2 [三叉路の新証拠]

判決は、「Oが目撃してから後、女兒を目撃した者はいない」「Oから約3分後に同じ道を通ったKは女兒を目撃していない」、「(Fは) 三叉路の少し手前のガードレール付近で軽4輪自動車と離合した後、三叉路付近に停車したあと別の白色軽4輪車と離合した。車から降りて南側に歩きかけたとき後方からボンゴ車が追い越した」「(造園工事にきていたIは) Tと8時30分にユニック車を貸す約束していた。Fがひかれそうになった、と言ったので見るとワゴン車が走り去っていくのが見えた。マツダのボンゴ車で農混色、後輪ダブルタイヤだった」との供述を採用している。

(1) Oの2月20日午前8時30分ころ女兒目撃供述は信用できない

① 三叉路の2月20日午前8時30分頃状況に関する5人の供述不一致の疑問

- ・O以外の方は、女兒を目撃できる条件があるのに「目撃していない」と供述
- ・Iは、Tと出会った8時30分から、8時45分までの間、女兒もO車のスズキセルボードも見えない。私もTも女兒は見えないのに農協の職員は見ている。時間的におかしい、

という話しをしたことがある、と証言（2000, 高裁）

- ・Oは毎日通学路の三叉路を通り出勤する。普段から8時30分頃三叉路付近で女兒と出会う機会があった。
- ・一方、Iは、事件前の2月16日、18日、19日にも同じ現場で、同じ道路に駐車して仕事をしている。TとFがユニック車を借りに来たのは2月20日。
- ・Fは、追い越されたワゴン車のダブルタイヤが見やすい後方から目撃しているのに、「ダブルタイヤかどうかはわからない」（検面調書）と供述

②三叉路付近の5人の供述一覧（5人の目撃供述を表にすると以下の通り）

○印目撃 ×目撃可能で目撃なし △目撃変遷 —無関係

	女 児 事件関連	I 田車	T 車	F 車	O 車 離合=連結	K 車	ワゴン車	Wタイヤ 久間氏関連
O	○	○	○	○離合	—	—	—	—
K	×	○	○	○離合	—	—	—	—
F	×	—	—	—	○離合	○離合	○	△
I	×	—	—	—	×	○	○	○
T	×	—	—	—	?	○	×	×

◆以上から、Oの2月20日女兒目撃供述の信用性はなくなり、FのO車と離合した、との供述も信用性はなくなる。そこから、事件と久間さんの連結証拠はなくなる。

その3 [第二次再審の新証拠・目撃証言]

第2次再審請求審の新証拠は、「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスで後部座席におびえた様子の女兒を乗せた久間さんとは別の男が運転していた白の軽自動車を見た」というものです。

当時の新聞には、午後4時半ころ小正（おばさ）交差点付近（読売2/29）で、午前11時頃夜須高原（西日本3/5）で新証言と同じ「白色自動車と女兒」の目撃記事が、また午後1時30分から2時半までに本町商店街で3件、同6時45分に嘉穂高校付近で女兒目撃の記事（西日本2/22）が報道されています。

新証言と新聞の目撃情報の記事は、いずれも死刑判決（福岡地裁1999年9月）が「午前9時頃までの間に殺害された」とした殺害時刻以降も女兒が生存していたのではないかと、いう重大な疑問を生じさせるものです。

これらの疑問の解決には、検察が「初動捜査の記録などの証拠リスト」など手持ちの証拠を積極的に開示することが求められます。

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会（2023, 6 文責・清水信之）

ご意見や要望などはこちらへ

〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL, fax 092-713-0144

Eメール iizukajiken_saishin@yahoo.co.jp

HP <https://www.iizuka-saishin.net>

会費や募金はこちらへ

郵貯銀行振替口座 01770 2 153418 加入者名 飯塚事件の再審をもとめる福岡の会

ゆうちょ銀行 普通預金 記号17430 番号82207961

他行から送金の場合 店番748 預金種目 普通預金 口座番号8220796

飯塚事件の死刑判決から「死刑制度」を考える

2023, 7, 15 清水信之

2023年7月15日は、1983年7月15日、熊本地裁八代支部の再審無罪判決によって免田事件・免田栄さんが死刑台から社会に生還した日から40周年になります。

その日私は判決の現場にいましたが、1969年1月4日、免田栄さんとの面会から足かけ15年が過ぎていました。免田事件の後、財田川事件、松山事件、島田事件の死刑事件が再審無罪となり、捜査を含め裁判批判の世論が高まりました。

飯塚事件は、そんな世論の中で発生した事件です。免田事件など死刑から無罪になった事件の教訓は生かされず、無実の市民が死刑執行されています。

免田事件では考えが及ばなかった「死刑制度」について否が応でも考えざるを得ません。飯塚事件から「死刑制度」を考えました。

2021年8月、飯塚事件の福岡地裁死刑判決（1999年9月）と最高裁判決（2006年9月）を読みました。読み終って、判決はもう1冊あるのではないか？と思いました。

それは判決が、7歳の女儿2人の殺人、死体遺棄、未成年誘拐の罪で久間三千年氏に死刑判決を言い渡ししながら、久間氏の犯行・犯罪事実を証明する記述が一行もなかったからです。

判決を読みなおし、私は、こんな内容の判決で死刑判決を下した人間がいることやこんな内容の判決で死刑執行をした人間がいることに、恐怖や怒り、軽蔑や失望などの、なんともいえない「複雑な気持ち」におそわれました。この気持ちは、免田事件第6次再審で熊本地裁八代支部の請求棄却に思わずでた「裁判官は自分たちを何様だと思っているのか」という怒りの言葉に通じるものでした。

自分と同じ市民が、犯罪と被告人を結び付ける直接証拠も、間接証拠もなく、犯罪事実の証明もないのに、裁判官の個人的な推測によって犯人とされ、死刑判決を受け、再審請求する時間も奪われて処刑されています。「裁判官は人間の命をなんと思っているのか」「国家権力には国民の命を奪う権限はない。そんな権限を国民は与えていない」と強い怒りが沸いてきました。

判決は、八丁峠の目撃供述から何の証拠も根拠もなく、推測で目撃されたという男と車を「犯人と犯行車の可能性が濃厚」と見立て、久間さんの車と目撃車の特徴が似ている、久間さんには土地勘があるはず、として久間さんを犯人と仮定できるとします。しかし、久間さんと犯行を結び付ける直接・間接証拠は何もありません。そこで、犯人と断定できるかは状況証拠の検討にかかっている、と検討をします。

判決は、その検討で「仮に犯人が1人の場合には」などと新たな仮定をもちだし、さらに亀頭包皮灸やアリバイ等を久間さんが納得いく説明をしていない、と久間さんに無罪の立証を求めて、「合理的疑いを超えて」久間さんを犯人と断定できるとしています。

しかし、久間さんの犯罪事実、殺人、死体遺棄、誘拐についてはなんの検討も証明もしていません。判決には書かれていません。「遺留品投棄現場にいた男性と殺人はどうつながるのか？」「女儿2人ともに扼殺痕がない。どんな扼殺方法か？指紋が全くないのはなぜか？」など犯罪事実の証明はされていません。にもかかわらず、久間さんが犯人であることについては「合理的疑いを超えて」証明されたと、殺人、死体遺棄、誘拐について「死刑」判決くだしています。

「死刑」は、国家による殺人、といわれますが、飯塚事件の死刑判決と死刑執行は、まさに国家による殺人以外のなにものでもありません。

犯罪事実の証明のない死刑判決をだし、その判決を維持して「合理的疑い」の解明を拒否している裁判官らは、国家による殺人の確信犯といわなければなりません。

1948年に最高裁は「一人の生命は、全地球より重い」と言ったそうです。それから75年、全地球より重いはずの生命や人権を奪う冤罪事件を日本の司法は作り続けています。人の命を奪う権利は誰にもありません。国家による殺人を許さないために「死刑制度」は廃止されるべきだと思います。

最高裁は、合理的疑いを超えた有罪判決について、「通常人ならばだれでも疑いをさしはさまない程度に真実らしいとの確信を得させるもので足りる。」(1958年8月5日) といっています。

判決を読んで、飯塚事件の裁判にかかわった検事や裁判官たちのなかに「通常人」はいなかったのだと思いました。この判決に「疑いをさしはさまない」検事や裁判官に「死刑制度」をもたせることは非常に危険です。無実の市民が処刑される現実がある「死刑制度」は廃止しなければなりません。

裁判員裁判のいま、飯塚事件の判決を多くの人に読んでほしい、そして、私は問いたい、「この判決の内容で、あなたは死刑を宣告できますか?」「判決を読んで、久間さんが殺人や死体遺棄の犯人と疑問の余地なく理解できましたか?」と。

「死刑制度」の廃止をもとめる理由は人それぞれだと思います。私は、飯塚事件の判決を読んで、隣人の市民が、無実の市民が処刑される「死刑制度」は廃止されなければならぬと強く思います。

飯塚事件の再審をもとめる運動の中で事件の真実とあわせて「死刑制度」についても学習し議論をすすめたいと思います。

判決は、裁判官の個人的な推測や論文の発表の場ではありません。裁判官、検察官、弁護士が適正かつ客観的、科学的な証拠と専門的知見をもとにそれぞれの立場から事件の真実を明らかにする真摯な努力を尽くし、その結果を裁判官の責任でまとめたものでなければなりません。その真摯な努力があるからこそ、裁判記録は「歴史的社会的意義をもつ国民共有の財産」となるのです。

「国民共有の財産」となった裁判記録は、歴史的社会的検証の対象になります。再審は、歴史的社会的検証により裁判記録の誤りを正し、意義をたかめるものです。国民共有の財産をより意義あるものにするためにも再審は必要なのです。

再審請求の前提となる有罪判決が「合理的疑いを超えて証明されている」ことの最終確認者は、裁判官ではありません。検察官でも弁護士でもありません。それは主権者である国民です。

(飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 世話人)

死刑執行された冤罪・飯塚事件第2次再審請求審

飯塚事件の証拠リストの開示を求める要請書

飯塚事件発生30周年の昨年（2022年）、NHKBSは「正義の行方～飯塚事件30年後の迷宮～死刑執行された人物は真犯人だったのか?」、日本テレビは「飯塚事件・死刑執行は正しかったのか?」のタイトルで特集番組を放送しました。同年に「飯塚事件の再審をもとめる福岡の会」も結成され、「市民集会」に多くの参加者がありました。

これらの動きは、本件死刑判決と死刑執行に、「死刑判決は正しかったのか?」「もしかしたら無実の市民を死刑にしたのではないか?」など、深刻な疑問や不安が現在も国民や社会に根深くあることを表しています。

司法は、国民や社会の疑問と不安を解決するために直ちに再審をひらくべきです。

第2次再審請求審の新証拠は、「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスで後部座席におびえた様子の女兒を乗せた久間さんとは別の男が運転していた白の軽自動車を見た」というものです。また、当時の新聞には、午後4時半ころ小正（おばさ）交差点付近（読売2/29）で、午前11時頃夜須高原（西日本3/5）で新証言と同じような内容の目撃記事が、さらに午後1時30分から2時半までに本町商店街で3件、同6時45分に嘉穂高校付近で女兒目撃の記事（西日本2/22）が報道されています。

新証言と新聞記事は、いずれも死刑判決（福岡地裁1999年9月）が「午前9時頃までの間に殺害された」とした殺害時刻以降も女兒が生存していたことを証言したもので、判決に重大な疑問をあたえるものです。

裁判所は、3月24日の三者協議で、貴職に「初動捜査の記録」などの証拠リストの開示を勧告しました。しかし、貴職は、5月31日、「開示」拒否を表明しています。

判決は結論で「本件について被告人と犯行との結び付きを証明する直接証拠はせず、状況証拠によって証明することのできる個々の状況事実は、そのどれを検討してみても、単独では被告人を犯人と断定することができない」としています。

貴職は、「公益の代表者」として積極的に証拠開示をおこない、証拠の裏付けで「犯罪事実」を証明すべきです。そして、国民や社会の疑問と不安の解消を図るべきです。私たちは、貴職が積極的に証拠開示をおこなわれるよう要請します。

2023年 月 日

福岡地方検察庁 御中

団体名 （個人名）

住 所